

大個審答申第 94 号
平成 29 年 3 月 17 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 曽我部 真裕

答申書

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 27 年大阪市条例第 88 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 47 条第 3 項に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表の（あ）欄により諮問のありました件について、次のとおり一括して答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が行った別表の（え）欄に記載の旨のは正の申出（以下「本件各は正申出」という。）について、は正の措置を講じないとする判断（以下「本件各判断」という。）は、いずれも妥当である。

第 2 保有個人情報の取扱いのは正に関する取扱再調査申出に至る経過

1 是正の申出

申出者は、別表の（う）欄に記載の年月日に、旧条例第 46 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、本件各は正申出を行った。

2 補正依頼

実施機関は、本件各は正申出について、申出者に対して、別表の（か）欄に記載のとおり補正依頼を行った。

3 本件各判断

実施機関は、本件各は正申出について、は正の措置を講じない理由を別表の（さ）欄に記載のとおり付して、旧条例第 46 条第 4 項に基づき本件各判断を行った。

4 取扱再調査申出

申出者は、別表の（し）欄に記載の年月日に、本件各判断の通知の内容を不服として、実施機関に対して、旧条例第 47 条第 1 項に基づく再調査の申出（以下「本件各再調査申出」という。）を行った。

第3 申出者の主張

申出者の主張は、おおむね別表の（す）欄に記載のとおりである。

第4 審議会の判断

1 是正の要否について

(1) 旧条例第46条第1項は、「保有個人情報の本人は、実施機関が第6条から第14条までの規定のいずれかに違反して自己に関する保有個人情報を取り扱っていると思料するときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の取扱いのは正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。」と規定している。

また、旧条例第46条第2項では、「是正の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出する方法により行わなければならない。」と規定するとともに、「次に掲げる事項」として同項第2号で「是正の申出に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他の是正の申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」と、同項第3号で「是正の申出の趣旨及び理由」とそれぞれ規定している。

(2) 当審議会において別表の（え）欄に記載の「是正の申出に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他の保有個人情報を特定するに足りる事項」、「是正の申出の趣旨」及び「是正の申出の理由」並びに別表の（き）欄に記載の「補正依頼に対する回答」を見分したところ、いずれも旧条例第46第2項第2号が規定する「是正の申出に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他の是正の申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」又は同項第3号が規定する「是正の申出の趣旨及び理由」であるとは到底認められないものであった。

したがって、本件各是正申出について別表の（さ）欄の理由により是正の措置を講じないとする実施機関の判断に、特段、不自然不合理な点は認められない。

2 結論

以上により第1記載のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

委員 松本和彦、委員 川島裕理、委員 重本達哉、委員 小林邦子